

保健師が産業保健専門職として常勤配置されました

〈お役にたてること〉

1.研修の実施

産業保健相談員(保健指導)として、保健師、看護師等の業務に役立つ研修を行います。

滋賀産業保健総合支援センターで実施しています

2.相談対応

産業保健相談員(保健指導)として、保健師、看護師からのご相談(電話、メール、予約面談)に対応します。

滋賀産業保健総合支援センターで実施しています

3.小規模事業場への支援

小規模(50人未満)事業所の労働者を使用する事業者の産業保健活動を支援します。

※具体的には、労働者の健康管理(メンタルヘルスを含み)に係る相談対応や、健康診断後の個別保健指導を、各地域産業保健センターのコーディネーター、登録保健師と連携し、事業場を訪問しておこないます。

※また、事業場訪問時に、必要に応じて労働者の健康管理等に関する理解を促すため、個別保健指導と併せて簡単な講義(「健康講話」)をおこなうことができます。
(ただし、「健康講話」は、1事業所のみで単独に実施することはできません)

滋賀産業保健総合支援センター、又は事業場を訪問して実施しています

4.個別訪問支援

治療と仕事の両立支援対策のための制度導入について助言、支援をおこないます。

※希望する事業場には、専門スタッフ(保健師、社会保険労務士)と連携して事業場に赴き、両立支援をスムーズに進めるため、個別訪問支援をおこないます。

滋賀産業保健総合支援センター、各地域産業保健センター、又は事業場を訪問して実施しています

5.個別調整支援

治療と仕事の両立に関する個別の患者(労働者)について、医療機関と事業場との橋渡しをおこない、支援します。

※医療機関で治療中の患者(労働者)及び事業所からの申出に応じて専門スタッフ(保健師、社会保険労務士)と連携して、患者(労働者)毎に個別調整支援をおこないます。

滋賀産業保健総合支援センター、医療機関出張相談窓口(現在6つのがん拠点病院に設置)、又は事業場を訪問して実施しています



独立行政法人 労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター
TEL 077-510-0770

〈専門職へのご相談は無料です。ご活用下さい〉